



平成21年5月25日

各 位

会 社 名 サンフロンティア不動産株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 堀口智顕
(コード番号: 8934 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 齋藤清一
T E L : 0 3 - 5 5 2 1 - 1 5 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 同法附則2条により「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) 株券の電子化に伴い、株券喪失登録簿に係る経過的な措置を定めるための附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金)
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以 上

※別紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成および備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) <u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第11条～第41条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第8条</u> (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) <u>第9条</u> 当社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第10条～第40条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失記録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成21年5月25日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年6月26日開催予定の定時株主総会上に上程する際には、文言等の修正等を行う場合があります。

以 上